

## 東久留米市スポーツ健康都市宣言策定方針

## 1. はじめに

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とされています。

令和2年、東京では2度目を迎える第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）が開催され、スポーツへの関心は、これまで以上に高まるものと思われます。また、この令和2年は、本市の大きな節目である市制施行50周年を迎える年でもあります。

この記念すべき年に、市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことを通じ、健康で活力に満ちた社会の実現を目指すことを表明すべく、スポーツ健康都市宣言を行うものとします。

## 2. 都市宣言の位置づけ

都市宣言は、その法的策定義務や法的拘束力こそ持たないものの、本市がスポーツ健康都市として内外に向けて幅広く宣言するものとなります。また、期間の定めがないため、都市宣言後は永年にわたりスポーツ健康都市として位置付けされるものです。

## 3. 都市宣言名

「東久留米市スポーツ健康都市宣言」とします。

## 4. 都市宣言文策定の基本的な視点

スポーツ健康都市宣言を行うにあたり、下記の基本的な視点に沿って都市宣言文を検討します。

- (1) 専門用語や行政用語を使用せず分かりやすい宣言文とします。
- (2) 市民誰もが享受できる宣言文とします。
- (3) 市民参加による起草委員会での審議に加え、パブリックコメントの実施により、さらなる市民意見の聴取に努めます。

## 5. 宣言文の策定体制

- (1) 東久留米市スポーツ健康都市宣言起草委員会

学識経験を有する者及びスポーツ又は健康づくりに関する公共的団体等の関係者から構成する「東久留米市スポーツ健康都市宣言起草委員会」（以下、「委員会」という。）において、スポーツ健康都市宣言の文案を起草して、市長に報告するものとします。

## （２）庶務

委員会の庶務は、企画経営室企画調整課で行います。